



障害のある人の福祉 他

・障害のあるお子さん
について…  P77

障害者福祉事業

身体に障害のある人は「身体障害者手帳」を、知的障害のある人は「療育手帳」を、精神障害のある人は「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けてください。手帳の種別により、次のような援護が受けられます。問い合わせは障がい福祉課へ。

基幹相談支援センター

 基幹相談支援センター(障がい福祉課内) ☎0742-93-3438

地域の相談拠点として、障害のある方や家族がその人らしく暮らしていけるようさまざまな相談を受け、地域や関係機関と連携して総合的な支援を行います。

友愛バス優遇事業

 障がい福祉課 ☎0742-34-4593

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人に、市内奈良交通バス優待乗車証(無料)を交付します。

心身障害者医療費助成

 福祉医療課 ☎0742-34-4754

健康保険に加入している身体障害者手帳(1・2級)・療育手帳を持っている人を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します(入院時の食事療養費は除きます)。

●一部負担金の額

- ・通院は1医療機関につき月500円(月額上限1,500円)
 - ・入院は1医療機関につき月1,000円(14日未満の入院は500円)
- ※調剤薬局については、一部負担金は不要です。自己負担額の全額を助成します。

補装具費の支給

 障がい福祉課 ☎0742-34-4593

身体障害者(児)の人の就労その他日常生活を容易にするために、義眼、盲人安全つえ、補聴器、義肢、車椅子等の補装具の購入・修理等に要する費用を支給します(世帯の課税状況により費用負担が必要です)。

日常生活用具の給付(地域生活支援事業)

 障がい福祉課 ☎0742-34-4593

在宅の身体障害者(児)や、知的障害者(児)の人の日常生活を容易にするために、便器、特殊寝台、盲人用時計、聴覚障害者用屋内信号装置等の給付を行います(世帯の課税状況により費用負担が必要です)。

特別障害者手当

 障がい福祉課 ☎0742-34-4593

重度の知的障害、重度の身体障害または重度の精神障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の人に対して支給します。診断書に基づき審査を行うため、障害者手帳をお持ちでない要介護4・5の人等でも対象になることがあります。

ただし、長期入院3ヶ月以上の人や特定の施設に入所している人、制限以上の所得のある人は対象外です。

外国人重度障害者特別給付金

 障がい福祉課 ☎0742-34-4593

昭和57年1月1日現在、日本国内に居住地登録をし、同日前に重度心身障害者(身体障害者手帳1～3級または、療育手帳A)であり20歳に達していた人に特別給付金を支給します(所得制限等があります)。



自動車改造費助成金の支給

障がい福祉課 ☎0742-34-4593

就労等にともない、自らが所有し運転する自動車を改造する必要がある身体障害者の人に、改造費を助成します(障害内容、等級、所得により受給資格があります)。

ホームヘルパー(障害福祉サービス)

障がい福祉課 ☎0742-34-4593

ホームヘルパーが家庭を訪問して、排泄、食事等の介護や掃除、洗濯等の家事をお手伝いします。また、知的障害や精神障害により行動が著しく困難で常に介護が必要な人に、外出時の支援を行います(世帯の課税状況により費用負担が必要です)。

訪問入浴サービス(地域生活支援事業)

障がい福祉課 ☎0742-34-4593

重度身体障害者(児)の健康増進や衛生保持をはかるため、居宅へ入浴車を派遣して入浴サービスを実施します(世帯の課税状況により費用負担が必要です)。

意思疎通支援(地域生活支援事業)

障がい福祉課 ☎0742-34-4593

聴覚障害者等のコミュニケーションを円滑にするために、手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。また、重度障害者の入院時、医療従事者との意思疎通を円滑にするための支援員を派遣します。

訪問理美容サービス

障がい福祉課 ☎0742-34-4593

65歳未満でねたぎりの重度障害者の家を理・美容師が訪問し、調髪などをします。年6回を限度とします。利用者は1回当たり2,000円の費用負担が必要です。

移動支援(地域生活支援事業)

障がい福祉課 ☎0742-34-4593

一人で外出できない視覚障害者(児)及び全身性障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)の移動の支援を行います(世帯の課税状況により費用負担が必要です)。

日中一時支援(地域生活支援事業)

障がい福祉課 ☎0742-34-4593

障害者(児)に対し、活動の場の提供、入浴サービス等を提供することで、日中における活動の場を確保します(世帯の課税状況により費用負担が必要です)。

福祉タクシー券の交付

障がい福祉課 ☎0742-34-4593

身体障害者手帳(1・2級の一部)・療育手帳(A・A1・A2)を持っている人の生活、行動範囲拡大のために、年48回を限度にタクシー料金400円を助成します。

諸証明の発行

障がい福祉課 ☎0742-34-4593

自動車税の減免、NHK放送受信料の減免等に必要な証明書を発行します。

点字広報・声の広報の発行

障がい福祉課 ☎0742-34-4593

「奈良しみんだより」「奈良市議会だより」等の公的な情報の点字版及び音声版を発行し、視覚障害者の希望者に送付します。



障害のある人の福祉他

自立支援医療(更生医療)

 障がい福祉課 ☎0742-34-4593

18歳以上の身体障害者が、指定医療機関においてその障害の軽減や進行の防止のための手術等の治療を受ける際に、その医療費を助成します(所得制限があります)。

自立支援医療(精神通院)

 障がい福祉課 ☎0742-34-4593

指定自立支援医療機関(主たる受診先、調剤薬局、訪問看護事業者、デイケア・ナイトケア等、検査)での精神疾患による通院医療費(保険診療に限る)の一部を公費で負担します。自己負担は原則医療費の1割となります。

一般・後期高齢者精神障害者医療費助成

 障がい福祉課 ☎0742-34-4593

健康保険に加入している精神障害者保健福祉手帳1・2級を持っている人を対象に、保険診療の自己負担分を助成します(入院時の食事療養費等を除く)。

精神通院精神障害者医療費助成

 障がい福祉課 ☎0742-34-4593

自立支援医療(精神通院)の制度により自己負担された1割分を公費により助成する制度です。国民健康保険に加入している人と後期高齢者医療に加入している人、社会保険に加入している人の家族(所得制限があります)が対象になります。

障害者福祉施設

総合福祉センター

 P18/E-1

このセンターは、障害者福祉の中心的役割を担う総合施設として、市民の社会福祉活動の拠点となっています。

- 場 所 左京五丁目3-1
☎0742-71-0770(代) FAX0742-71-0773

障がい者福祉センターみどりの家

障害がある人の社会参加促進を目的に、各種講座の開催や機能訓練・言語訓練・相談事業などを行うとともに、ボランティア育成や市民とふれあう諸事業を実施しています。

- 場 所 総合福祉センター内(左京五丁目)
- 開館時間 午前9時～午後9時
(水曜日:午前9時～午後5時)
- 休館日 月曜日、祝日の翌日(日曜日・火曜日は除く)、年末年始(12月29日～1月3日)

生活介護みどりの家

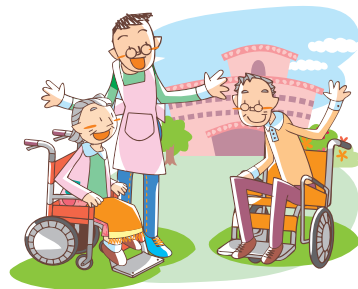
知的障害者が、自立と社会経済活動への参加を目指して日中活動に取り組む通所施設です。

- 場 所 総合福祉センター内(左京五丁目)
- 開館時間 午前9時～午後3時50分
- 休園日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)(夏季休所日もあります)

生活介護やすらぎ広場

常時介護の必要な身体障害者を対象に、必要な訓練等を実施し、身体的能力・日常生活能力の維持・向上に取り組んでいます。

- 場 所 総合福祉センター内(左京五丁目)
- 開館時間 午前9時30分～午後3時45分
- 休園日 日曜日、月曜日、祝日の翌日(火曜を除く)、祝日の土曜日、年末年始(夏季休所日もあります)



みどりの家はり・きゅう治療所

身体障害者手帳(1・2級)・療育手帳(A・A1・A2)および難病疾患の人を対象に、西洋医学と中国医学の統合により、機能障害や能力低下及び病気の予防と健康のために治療を行います(予約制)。

- **場 所** 総合福祉センター内(左京五丁目)
- **開館時間** 午前9時～午後5時
- **休診日** みどりの家休館日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

体育館

機能回復及び健康の増進を目的に体育施設の貸出し、スポーツ教室及び大会等を開催しています。

- **場 所** 総合福祉センター内(左京五丁目)
☎0742-71-0775
- **開館時間** 午前9時～午後9時
(水曜日:午前9時～午後5時)
- **休館日** 月曜日、祝日の翌日(日曜日・火曜日は除く)、年末年始(12月29日～1月3日)

みどりの家歯科診療所

📍 P19/H-1

🏠 障がい福祉課 ☎0742-34-4593

一般の医療機関での受診が困難な心身障害者・児の人を対象に、歯科検診および治療を実施しています(予約制)。

- **場 所** 柏木町519番地の28
- **開館時間** 午前9時～正午
- **診療日** 木曜日(第1木曜日、祝日、年末年始を除く)
※令和4年度中に上記住所へ移転予定

その他の福祉事業

障害のあるお子さんへの支援

「子育て・教育」欄(📖 77ページ)参照

遺族年金、公務扶助料

🏠 長寿福祉課 ☎0742-34-5439

旧軍人等が公務上の傷病により、障害者になったり、死亡した場合は、本人または遺族に国が恩給または年金等を支給しています。これらについては、長寿福祉課へお問い合わせください。

- **援護の種類(戦傷病者戦没者遺族等援護法)**
 - ① 障害年金および障害一時金
 - ② 遺族年金および遺族給与金
 - ③ 弔慰金
- **恩給の種類(恩給法)**
 - ① 普通恩給、一時恩給、一時金
 - ② 増加恩給
 - ③ 傷病恩給
 - ④ 扶助料

民生委員・児童委員

🏠 福祉政策課 ☎0742-34-5196

民生委員・児童委員は市内各地で、地域福祉の充実を図るべく活動しています。お住まいの地域の民生委員・児童委員は福祉政策課へお問い合わせください。

生活保護制度

🏠 保護課 ☎0742-34-4757
☎0742-34-5089

生活に困っている人

生活保護

生活保護は、利用し得る資産・能力等あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する人に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的としています。保護を受ける手続は、本人または同居の親族が申請してください。

生活困窮者自立支援制度

🏠 暮らしとしごとサポートセンター ☎0120-372-310

自立相談支援事業

ひとりでは仕事探しが難しい、失業等により家賃が払えない、家族のことで悩んでいる等、生活に困っている人への支援制度です。相談支援員が相談に応じて、生活の安定や就労等の自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金事業

離職、廃業または休業等による減収により経済的に困窮し、住居を喪失した人や喪失するおそれのある人に対し、一定要件のもと家賃相当分の給付金を支給することにより、住居や就労機会の確保に向けた支援を行います。



障害のある人の福祉他